

パブリック・コメント手続（意見募集）

**第5期横須賀市障害福祉計画
（第1期横須賀市障害児福祉計画を含む）
（案）**

平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）

意見募集期間

平成29年（2017年）

11月10日（金）～12月1日（金）

平成29年（2017年）11月

横須賀市社会福祉審議会

問い合わせ先：横須賀市 福祉部 障害福祉課

電話 046-822-9398(直通)

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

意見の提出方法

1. 提出期間 平成29年(2017年)11月10日(金)から同年12月1日(金)まで

2. 宛 先 横須賀市 福祉部 障害福祉課 計画係

3. 提出方法

●書式は特に定めていません。

●住所及び氏名を明記の上、日本語で提出をお願いします。

なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

(1) 市内在勤の場合…勤務先名・所在地

(2) 市内在学の場合…学校名・所在地

(3) その他…横須賀市と関わりがあることがわかる事項

●次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 直接持ち込み

・横須賀市 福祉部 障害福祉課 計画係

横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 分館1階

・市政情報コーナー

横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 本館2号館 1階34番窓口

・各行政センター

(2) 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

横須賀市 福祉部 障害福祉課 計画係 あて

(3) ファクシミリ

ファクシミリ番号 046-825-6040 (障害福祉課)

(4) 電子メール

hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp (障害福祉課)

4. 問い合わせ先 横須賀市 福祉部 障害福祉課 計画係

電話番号 046-822-9398

個々のご意見・ご質問等には直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
いただいたご意見と、これに対する考え方は、意見募集期間終了後に公表いたします。

第5期横須賀市障害福祉計画（第1期横須賀市障害児福祉計画を含む）の概要

1. 計画策定の概要

（1）計画策定の背景

市町村は、障害者福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために、また障害福祉サービスの提供等を円滑に実施するために、法に基づき次の2つの計画を策定しなければならないものと定められている。

①市町村障害者計画（障害者基本法第11条第3項）

⇒主に障害者施策の基本理念と施策の方向性を定める

②市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条第1項）

⇒主に障害者施策の数値目標と障害福祉サービス等の必要な見込量を定める

⇒法律に基づく基本指針により、3年ごとに策定することになっている

また、児童福祉法の改正に伴い、障害児通所支援等の提供等を円滑に実施するために、平成30年度から新たに次の計画を策定しなければならないものと定められた。

③市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20第1項(平成30年（2018年）4月1日施行)）

⇒主に障害児施策の数値目標と障害児通所支援等の必要な見込量を定める

なお、②の市町村障害福祉計画と③の市町村障害児福祉計画は、一体のものとして作成することができる、と各法律で定められている。

（障害者総合支援法第88条第6項及び児童福祉法第33条の20第6項）

そこで、本市では、これらを一体の計画とし策定する。

（2）計画の期間

計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3か年とする。

（3）計画の策定方法

横須賀市社会福祉審議会に諮問し、同審議会障害者福祉専門分科会の下に「第5期横須賀市障害福祉計画等検討部会」を設置し、計画内容を検討した。

2. 計画の主な内容

第1章 計画策定の基本的な考え方（P 1～P 2）

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

第2章 障害者を取りまく現状（P 4～P 16）

- 1 人口構造の推移
- 2 障害者の状況
- 3 雇用・就労の状況

第3章 数値目標（P 19～P 23）

- 1 施設入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等

第4章 障害福祉サービス等の見込量（P 28～P 35）

- 1 障害福祉サービスの見込量
- 2 地域生活支援事業の見込量

第5章 計画の推進体制等（P 37～P 38）

3. 今後のスケジュール

- (1) 社会福祉審議会から市長へ計画案の答申

平成30年（2018年）2月8日(木)

- (2) 議会報告・計画公表

平成30年（2018年）3月

第5期横須賀市障害福祉計画
(第1期横須賀市障害児福祉計画を含む)
(案)

平成29年11月
横須賀市社会福祉審議会

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
第2章 障害者を取りまく現状	4
1 人口構造の推移	4
2 障害者の状況.....	5
(1) 身体障害者の状況	5
(2) 知的障害者の状況	6
(3) 精神障害者の状況	7
(4) 特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付状況.....	8
(5) 重症心身障害児（者）の認定状況	8
(6) 障害児の療育・教育状況	9
3 雇用・就労の状況	14
(1) 民間企業における障害者雇用数及び実雇用率	14
(2) よこすか就労援助センターにおける状況.....	15
(3) 横須賀市役所における障害者の雇用状況.....	16
(4) 障害者雇用奨励金の支給状況.....	16
第3章 数値目標.....	19
1 施設入所者の地域生活への移行.....	19
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	20
3 地域生活支援拠点等の整備	21
4 福祉施設から一般就労への移行等	22
5 障害児支援の提供体制の整備等.....	23

第4章 障害福祉サービス等の見込量.....	28
1 障害福祉サービスの見込量.....	28
(1) 訪問系サービスの見込量.....	28
(2) 日中活動系サービスの見込量.....	29
(3) 居住系サービスの見込量.....	30
(4) 計画相談支援等の見込量.....	30
(5) 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等の見込量.....	31
2 地域生活支援事業の見込量.....	32
(1) 相談支援事業等の見込み.....	32
(2) 意思疎通支援事業の見込み.....	33
(3) 日常生活用具給付事業の見込み.....	34
(4) 移動支援事業の見込み.....	34
(5) 地域活動支援センター（地域作業所を含む）の見込み.....	35
(6) 障害児等療育支援事業の見込み.....	35
第5章 計画の推進体制等.....	37
(1) 実施体制.....	37
(2) 進行管理体制・評価方法.....	37

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

横須賀市は、障害者基本法に基づき、障害者施策の基本理念や施策の方向性を定めるため、平成9年に第1期「よこすか障害者福祉計画」、平成15年に第2期「よこすか障害者福祉計画」、平成21年に第3期「よこすか障害者福祉計画」、平成27年に第4期「横須賀障害者福祉計画」（6か年計画）を策定しています。

そして、第4期「横須賀障害者福祉計画」から障害者と社会とのつながりの再構築を意識した「インクルージョン」の考え方に重点を置き、社会に溶け込んだ障害者が、より自分らしく過ごすことができるよう、本人の能力回復である「リハビリテーション」や本人が能力を最大限発揮できる環境を整える「エンパワメント」の3つの考え方を踏まえたうえで、「ひとりひとりの個性と命を大切にする」との基本理念のもと、「障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちの実現」を目標として、障害の有無・種別・程度にかかわらず、誰もが自らの意思により住み慣れた地域で「普通の生活」を営むことができるように取り組んできました。

一方、平成25年に施行された障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の数値目標と見込量を定めるため、本市では、平成27年に「第4期横須賀市障害福祉計画」を策定しました。そして、平成29年度で計画期間の終了を迎えるため、この度、国の基本指針に基づいて「第5期横須賀市障害福祉計画」を策定することとなりました。また、この計画では児童福祉法の改正により障害児福祉サービスなどの見込量を定める障害児福祉計画を合わせて策定することとしています。

本市は、現行の「横須賀障害者福祉計画」及び、今回の「第5期横須賀市障害福祉計画」（第1期横須賀市障害児福祉計画を含む）に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保や障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく業務の円滑な実施を目指します。

2 計画の位置づけ

本市では、「障害者基本法」に基づいて、障害者のための施策の基本的な理念や施策の方向性を示す障害者福祉計画の計画期間を6か年として策定しています。そして、その6か年を前期と後期に分け、3か年計画として「障害者総合支援法」に基づいて障害福祉計画を定めています。また、今回からは「児童福祉法」に基づき障害児福祉サービスなどの見込量についても一体のものとして策定しています。

「障害者」とは、年齢にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、難病及び発達障害等に起因する身体または精神上的の障害を有する方で、長期にわたり生活上の支障のある方とします。

この計画は本市における他の計画と整合性を併せもつものです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
現計画 「横須賀障害者福祉計画 (第4期横須賀市障害福祉計画を含む)」	基本理念と施策の方向性 『横須賀障害者福祉計画』(障害者基本法)					
	数値目標と障害福祉サービス等の見込量 『第4期横須賀市障害福祉計画』 (障害者総合支援法)			【今回の計画】 数値目標と障害福祉サービス等の見込量 『第5期横須賀市障害福祉計画』 (障害者総合支援法) + 『第1期横須賀市障害児福祉計画』 (児童福祉法)		

3 計画期間

この計画の期間は、平成30年度から32年度までの3か年計画とします。

第2章 障害者を取りまく現状

第2章 障害者を取りまく現状

1 人口構造の推移

本市の人口構造の現状として、住民基本台帳による年齢3区分別人口の推移は、次のとおりです。

総人口及び年齢区分別の年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）が増加しています。

平成29年4月1日現在の高齢化率は30.4%です。

■ 横須賀市の人口

各年4月1日現在

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0～14歳	51,524人	50,274人	49,098人	47,906人	46,805人
15～64歳	256,789人	251,239人	246,188人	241,641人	238,652人
65歳以上	113,794人	117,108人	120,576人	122,763人	124,434人
総数	422,107人	418,621人	415,862人	412,310人	409,891人

（資料）住民基本台帳

2 障害者の状況

(1) 身体障害者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、平成29年4月1日現在13,650人です。平成26年度の13,969人と比較して約2.3%減少しています。これまで増加していた障害者数でしたが平成26年度を境に減少に転じています。

障害種別でみると、肢体不自由が49.6%、内部機能障害が33.5%で、この2つの障害種別で8割強となっています。また、障害種別・年齢区分別でみると、年齢区分による障害種別の顕著な差はみられませんが、年齢区分別障害者総数をみると、65歳以上が約73.5%となっています。さらに、障害種別・等級別でみると、一般的に重度障害と区分される1級及び2級が半数以上となっており、障害種別では、内部機能障害で1級の割合が高くなっています。

■ 障害種別身体障害者数の推移

各年4月1日現在

		視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 ・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部 機能障害	計
平成25年	人数 (構成比)	975人 (7.0%)	1,203人 (8.7%)	135人 (1.0%)	7,276人 (52.5%)	4,268人 (30.8%)	13,857人 (100.0%)
平成26年	人数 (構成比)	943人 (6.8%)	1,189人 (8.5%)	150人 (1.1%)	7,337人 (52.5%)	4,350人 (31.1%)	13,969人 (100.0%)
平成27年	人数 (構成比)	917人 (6.6%)	1,237人 (8.9%)	151人 (1.1%)	7,217人 (51.8%)	4,421人 (31.7%)	13,943人 (100.0%)
平成28年	人数 (構成比)	914人 (6.6%)	1,239人 (9.0%)	145人 (1.1%)	6,979人 (50.6%)	4,510人 (32.7%)	13,787人 (100.0%)
平成29年	人数 (構成比)	909人 (6.7%)	1,247人 (9.1%)	147人 (1.1%)	6,775人 (49.6%)	4,572人 (33.5%)	13,650人 (100.0%)

(資料) 福祉部

■ 障害種別・年齢区分別身体障害者の状況

平成29年4月1日現在

		視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 ・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部 機能障害	計
0~17歳	人数 (構成比)	5人 (2.1%)	33人 (14.2%)	2人 (0.9%)	165人 (70.8%)	28人 (12.0%)	233人 (1.7%)
18~39歳	人数 (構成比)	35人 (6.1%)	67人 (11.6%)	6人 (1.0%)	351人 (60.7%)	119人 (20.6%)	578人 (4.2%)
40~64歳	人数 (構成比)	173人 (6.2%)	196人 (7.0%)	39人 (1.4%)	1,559人 (55.6%)	838人 (29.9%)	2,805人 (20.6%)
65歳以上	人数 (構成比)	696人 (6.9%)	951人 (9.5%)	100人 (1.0%)	4,700人 (46.8%)	3,587人 (35.7%)	10,034人 (73.5%)
計	人数 (構成比)	909人 (6.7%)	1,247人 (9.1%)	147人 (1.1%)	6,775人 (49.6%)	4,572人 (33.5%)	13,650人 (100.0%)

(資料) 福祉部

■ 障害種別・等級別身体障害者の状況

平成29年4月1日現在

		視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 ・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部 機能障害	計
1級	人数 (構成比)	323人 (6.2%)	26人 (0.5%)	3人 (0.1%)	1,411人 (27.1%)	3,446人 (66.2%)	5,209人 (38.2%)
2級	人数 (構成比)	307人 (13.1%)	314人 (13.4%)	11人 (0.5%)	1,667人 (71.1%)	44人 (1.9%)	2,343人 (17.2%)
3級	人数 (構成比)	71人 (3.8%)	127人 (6.9%)	75人 (4.1%)	1,265人 (68.5%)	308人 (16.7%)	1,846人 (13.5%)
4級	人数 (構成比)	59人 (1.9%)	326人 (10.7%)	58人 (1.9%)	1,832人 (60.1%)	774人 (25.4%)	3,049人 (22.3%)
5級	人数 (構成比)	97人 (19.5%)	2人 (0.4%)	0人 (0.0%)	399人 (80.1%)	0人 (0.0%)	498人 (3.6%)
6級	人数 (構成比)	52人 (7.4%)	452人 (64.1%)	0人 (0.0%)	201人 (28.5%)	0人 (0.0%)	705人 (5.2%)
計	人数 (構成比)	909人 (6.7%)	1,247人 (9.1%)	147人 (1.1%)	6,775人 (49.6%)	4,572人 (33.5%)	13,650人 (100.0%)

(資料) 福祉部

(2) 知的障害者の状況

療育手帳の所持者数は、平成29年4月1日現在3,166人です。平成26年度の3,000人と比較して約6%増加しており、年々増加傾向にあります。特に、軽度の知的障害者数につきましては、約24%増加しており、伸び率が大きくなっています。

また、最重度、重度、中度、軽度のそれぞれの構成比率は、少しずつ軽度の方の割合が増加する傾向にあります。

■ 知的障害者数の推移

各年4月1日現在

		最重度 (IQ20以下)	重度 (IQ21~35)	中度 (IQ36~50)	軽度 (IQ51以上)	計
平成25年	人数 (構成比)	630人 (21.8%)	691人 (24.0%)	789人 (27.3%)	775人 (26.9%)	2,885人 (100.0%)
平成26年	人数 (構成比)	642人 (21.4%)	712人 (23.7%)	816人 (27.2%)	830人 (27.7%)	3,000人 (100.0%)
平成27年	人数 (構成比)	641人 (21.1%)	689人 (22.7%)	811人 (26.7%)	899人 (29.6%)	3,040人 (100.0%)
平成28年	人数 (構成比)	654人 (20.7%)	695人 (22.0%)	829人 (26.2%)	982人 (31.1%)	3,160人 (100.0%)
平成29年	人数 (構成比)	637人 (20.1%)	682人 (21.5%)	819人 (25.9%)	1,028人 (32.5%)	3,166人 (100.0%)

(資料) 福祉部

■ 年齢区分別知的障害者の状況

平成29年4月1日現在

		最重度 (IQ20以下)	重度 (IQ21~35)	中度 (IQ36~50)	軽度 (IQ51以上)	計
0~17歳	人数 (構成比)	123人 (12.3%)	146人 (14.6%)	185人 (18.5%)	547人 (54.6%)	1,001人 (31.6%)
18~39歳	人数 (構成比)	304人 (26.1%)	238人 (20.5%)	293人 (25.2%)	328人 (28.2%)	1,163人 (36.7%)
40~64歳	人数 (構成比)	192人 (23.6%)	237人 (29.1%)	252人 (30.9%)	134人 (16.4%)	815人 (25.8%)
65歳以上	人数 (構成比)	18人 (9.6%)	61人 (32.6%)	89人 (47.6%)	19人 (10.2%)	187人 (5.9%)
計	人数 (構成比)	637人 (20.1%)	682人 (21.5%)	819人 (25.9%)	1,028人 (32.5%)	3,166人 (100.0%)

(資料) 福祉部

(3) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成29年4月1日現在3,471人で、自立支援医療受給者証の発行枚数は、平成29年4月1日現在6,196枚です。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成26年度の2,974人と比較して約17%増加しており、年々増加傾向にあります。また、自立支援医療受給者証の発行枚数についても、平成26年度の5,547枚と比較して約12%増加しており、年々増加傾向にあります。

なお、平成29年版障害者白書によると人口に占める精神障害者数の割合は、約3.1%と推計されており、横須賀市においても、精神障害者の全ての方が、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証を取得されているわけではない実態が推測されます。

■ 精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移

各年4月1日現在

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	384人	359人	382人	393人	399人
2級	1,747人	1,872人	1,921人	2,002人	2,128人
3級	676人	743人	819人	865人	944人
合計	2,807人	2,974人	3,122人	3,260人	3,471人

(資料) 福祉部

■ 自立支援医療受給者証（精神通院）の発行状況

各年4月1日現在

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立支援医療受給者証発行数	5,349枚	5,547枚	5,736枚	5,976枚	6,196枚

(資料) 福祉部

(4) 特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付状況

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「指定難病」といいます。治療にかかる医療費の一部を公費で負担する指定難病医療費助成制度があり、対象者には、特定医療費（指定難病）医療受給者証が交付されます。

特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付数は、平成29年3月31日現在3,269枚となっています。

■ 特定医療費（指定難病）医療受給者証交付件数の推移

	各年度末現在				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特定医療費（指定難病）医療受給者証交付件数	3,003枚	3,073枚	3,304枚	3,238枚	3,269枚

（注）平成27年1月より56疾患から110疾患へ、平成27年7月から306疾患へ、平成29年4月から330疾患へと対象疾病が拡大しています。

平成27年1月より名称が特定疾患医療受給者証から特定医療費（指定難病）医療受給者証へと変更しています。

（資料）保健所

(5) 重症心身障害児（者）の認定状況

重症心身障害児とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童のことをいい、児童相談所において認定されます。なお、18歳以上の方についても、18歳までに重症心身障害児の認定を受けていれば、原則として、重症心身障害児と同様のサービスを受けることができます。

■ 重症心身障害児（者）の認定者数

	各年4月1日現在				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18歳未満	59人 (8人)	53人 (8人)	54人 (8人)	54人 (6人)	59人 (7人)
18歳以上	74人 (29人)	81人 (31人)	81人 (47人)	88人 (49人)	88人 (51人)
合計	133人 (37人)	134人 (39人)	135人 (55人)	142人 (55人)	147人 (58人)

（注）表中の（ ）は、内数で施設入所者数を表しています。

（資料）こども育成部

(6) 障害児の療育・教育状況

障害児には、発育過程において障害の種類や程度に応じたいろいろな療育・教育の場があります。

本市における障害児の療育、通園・通学状況は次のとおりです。

■ 18歳未満の障害児の年齢層別の内訳

平成29年4月1日現在

	0~5歳	6~14歳	15~17歳	計
身体障害児	52人	135人	46人	233人
知的障害児	151人	578人	277人	1,006人

(注) 身体障害者手帳もしくは療育手帳の所持者数

(注) 両手帳を所持する児童は、身体障害児及び知的障害児のいずれの人数にも計上しています。

(資料) 福祉部

■ 0~5歳児の児童発達支援利用状況

平成29年3月31日現在

	医療型児童発達支援	福祉型児童発達支援 (ひまわり園利用者)	福祉型児童発達支援 (ひまわり園未利用)	計
利用者数実績	18人	90人	112人	220人

(注) 身体障害者手帳もしくは療育手帳を所持していないが、支援を必要とする児童を含む。

(資料) 福祉部

■ ひまわり園の登録状況

各年度末

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医療型児童発達支援 (肢体不自由児)	17人	20人	17人	18人	20人
福祉型児童発達支援 (知的障害児)	78人	75人	88人	93人	91人

(資料) こども育成部

■ 親子教室等の実施状況

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
親子教室 早期療育教室 療育教室	実施回数	477回	485回	502回	504回	525回
	参加延人数	2,616人	2,756人	2,909人	3,059人	3,054人

(資料) こども育成部

■ 巡回相談及び電話等の一般相談件数

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
巡回相談	訪問回数	164件	235件	198件	223件	200件
	相談数	281件	403件	275件	372件	287件
電話相談		1,144件	1,867件	2,545件	4,170件	5,043件
面接相談		993件	1,116件	1,179件	1,354件	1,171件

(資料) こども育成部

■ 外来療育相談実施件数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
初診	426件	471件	524件	579件	611件
再診	10,387件	11,120件	11,741件	10,958件	11,112件
総受診件数	10,813件	11,591件	12,265件	11,537件	11,723件
(内訳) 各種診察 (小児精神・神経科ほか)	4,005件	4,303件	4,832件	5,115件	5,372件
各種療法 (心理・理学ほか)	6,377件	6,609件	6,870件	6,088件	6,041件
その他 (看護ほか)	431件	679件	563件	334件	310件

(資料) こども育成部

■ 保育園等における障害児の通園状況

		各年度末現在					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
市立保育園	保育園数 (総数)	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所	
	保育園数 (障害児通園か所数)	7か所	4か所	9か所	9か所	9か所	
	障害児数	9人	4人	22人	23人	28人	
	障害別	知的障害児	8人	4人	21人	22人	27人
		身体障害児	1人	0人	1人	1人	1人
私立保育園	保育園数 (総数)	29か所	30か所	30か所	29か所	29か所	
	保育園数 (障害児通園か所数)	13か所	11か所	13か所	6か所	11か所	
	障害児数	18人	17人	15人	7人	19人	
	障害別	知的障害児	15人	15人	14人	4人	12人
		身体障害児	3人	2人	1人	3人	7人
幼保連携型 認定こども園	認定こども園数 (総数)	か所	か所	か所	3か所	5か所	
	認定こども園数 (障害児通園か所数)	か所	か所	か所	2か所	3か所	
	障害児数	人	人	人	5人	9人	
	障害別	知的障害児	人	人	人	4人	6人
		身体障害児	人	人	人	1人	3人

(資料) こども育成部

■ 幼稚園等における障害児の通園状況

各年5月1日現在

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市立幼稚園	総施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	受入施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	障害児数	2人	2人	9人	8人	13人
市立ろう学校幼稚部	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	障害児数	8人	6人	5人	3人	1人
筑波大学附属 久里浜特別支援学校 幼稚部	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	障害児数	11人	14人	18人	18人	16人
私立幼稚園	総施設数	37か所	37か所	36か所	35か所	
	受入施設数	23か所	22か所	26か所	28か所	
	障害児数	106人	134人	347人	194人	

(注) 私立幼稚園については補助金交付決定人数をもとに算出

私立幼稚園には幼稚園型認定こども園1園を含みます

(資料) こども育成部・教育委員会・久里浜特別支援学校

■ 小学校における障害児の通学状況

平成29年5月1日現在

		学校数	児童数			
			低学年	高学年	計	
小学校 特別支援学級	知的障害	44 箇所	70 人	77 人	147 人	
	自閉症・情緒障害	46 箇所	211 人	152 人	363 人	
	聴覚障害 (通級)	3 箇所	(3 人)	(13 人)	(16 人)	
	言語障害 (通級)	3 箇所	(49 人)	(36 人)	(85 人)	
	病弱	4 箇所	1 人	3 人	4 人	
	肢体不自由	14 箇所	8 人	9 人	17 人	
	弱視	0 箇所	0 人	0 人	0 人	
市立養護学校	肢 体 不自由	通学 訪問	1 箇所	15 人	18 人	33 人
				0 人	0 人	0 人
市立ろう学校	聴覚障害	1 箇所	5 人	6 人	11 人	
県立武山養護学校	知的障害	1 箇所	23 人	19 人	42 人	
	肢体不自由		0 人	1 人	1 人	
県立金沢養護学校	知的障害	1 箇所	6 人	2 人	8 人	
	肢体不自由		1 人	1 人	2 人	
筑波大学附属久里浜特別支援学校	知的障害 (自閉症)	1 箇所	18 人	16 人	34 人	
合 計		119 箇所	358 人(52 人)	304 人(49 人)	662 人(101 人)	

(注) 本市在住の児童のみ。()は外数で通級を示します。

市立養護学校については、障害名にかかわらず重度重複の障害児が通園しています。

「聴覚・言語障害」の通級には、ことばや聞こえ等にニーズのある児童も含まれます。

(資料) 教育委員会、武山養護学校、金沢養護学校、久里浜特別支援学校

■ 中学校における障害児の通学状況

平成29年5月1日現在

		学校数	生徒数				
			1年生	2年生	3年生	計	
中学校 特別支援学級	知的障害	21 箇所	27 人	44 人	32 人	103 人	
	自閉症・情緒障害	23 箇所	39 人	47 人	47 人	133 人	
	肢体不自由	5 箇所	1 人	4 人	1 人	6 人	
	弱視	1 箇所	1 人	0 人	0 人	1 人	
市立養護学校	肢 体 不自由	1 箇所	通学	4 人	5 人	4 人	13 人
			訪問	0 人	0 人	0 人	0 人
市立ろう学校	聴覚・言語障害	1 箇所	1 人	1 人	0 人	2 人	
県立武山養護学校	知的障害	1 箇所	11 人	16 人	11 人	38 人	
	肢体不自由		1 人	1 人	1 人	3 人	
県立金沢養護学校	知的障害	1 箇所	1 人	1 人	0 人	2 人	
	肢体不自由		0 人	0 人	0 人	0 人	
合 計		54 箇所	86 人	119 人	96 人	301 人	

(注) 本市在住の生徒のみ。

(資料) 教育委員会、武山養護学校、金沢養護学校

■ 高等学校における障害児の通学状況

平成29年5月1日現在

		学校数	生徒数			
			1年生	2年生	3年生	計
市立ろう学校	聴覚・言語障害	1 箇所	0 人	1 人	1 人	2 人
県立武山養護学校	知的障害	1 箇所	19 人	11 人	10 人	40 人
	肢体不自由		1 人	2 人	1 人	4 人
県立武山養護学校 津久井浜分教室	知的障害	1 箇所	4 人	11 人	7 人	22 人
県立金沢養護学校	知的障害	1 箇所	3 人	7 人	1 人	11 人
	肢体不自由		0 人	0 人	0 人	0 人
県立岩戸養護学校	知的障害	1 箇所	40 人	40 人	44 人	124 人
	肢体不自由		0 人	5 人	3 人	8 人
合 計		5 箇所	67 人	77 人	67 人	211 人

(注) 本市在住の生徒のみ。

(資料) 教育委員会、武山養護学校、金沢養護学校、岩戸養護学校

3 雇用・就労の状況

(1) 民間企業における障害者雇用数及び実雇用率

神奈川県労働局の統計による民間企業における障害者雇用数及び実雇用率は、次のとおりです。

■ 横浜南公共職業安定所における障害者雇用者数及び実雇用率等

各年度6月1日現在

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
横浜南公共職業安定所管内企業の障害者雇用率	1.96%	1.95%	1.89%	1.92%	2.00%
対象となる障害者雇用総数	556.5人	599人	594人	615人	654.5人
対象企業数 (法定労働者50人以上※) ※平成24年度以前は56人以上	121社	134社	139社	142社	144社
法定雇用率達成企業数 (達成企業割合)	74社 (61.2%)	67社 (50.0%)	69社 (49.6%)	68社 (47.9%)	77社 (53.5%)

(注) 横浜南公共職業安定所の所管区域は、横須賀市(追浜・田浦行政センター管内)・横浜市金沢区・逗子市・葉山町です。

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントしています。

重度障害者でない短時間労働者については、0.5人分としてカウントしています。

(資料) 神奈川県労働局

■ 横須賀公共職業安定所における障害者雇用者数及び実雇用率等

各年度6月1日現在

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
横須賀公共職業安定所管内企業の障害者雇用率	1.67%	1.74%	1.74%	1.91%	2.03%
対象となる障害者雇用総数	267人	267.5人	273人	342.5人	366.5人
対象企業数 (法定労働者50人以上※) ※平成24年度以前は56人以上	100社	108社	112社	121社	121社
法定雇用率達成企業数 (達成企業割合)	52社 (52.0%)	60社 (55.6%)	59社 (52.7%)	69社 (57.0%)	68社 (56.2%)

(注) 横須賀公共職業安定所の所管区域は、横須賀市(本庁・衣笠・逸見・大津・浦賀・久里浜・北下浦・西行政センター管内)・三浦市です。

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントしています。

重度障害者でない短時間労働者については、0.5人分としてカウントしています。

(資料) 神奈川県労働局

(2) よこすか就労援助センターにおける状況

よこすか就労援助センターの利用状況と登録者・就労者の状況は、次のとおりです。利用者数は毎年増加の傾向にあります。

また、登録者数は平成24年度と比較して28年度において1.76倍となっており、特に知的障害者と精神障害者の登録者数が増加しています。

■ よこすか就労援助センターの利用状況

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者	来所	727件	999件	1,039件	1,260件	1,616件
	電話	3,048件	4,014件	4,080件	4,427件	4,437件
企業等	来所	117件	129件	102件	128件	172件
	電話	300件	334件	289件	440件	520件
企業巡回		400件	471件	491件	747件	865件
職場開拓	訪問	47件	87件	96件	86件	107件
	電話	51件	86件	50件	65件	62件

(資料) よこすか就労援助センター

■ よこすか就労援助センターにおける登録者・就労者の状況

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
登録者数		731人	847人	977人	1,129人	1,285人
登録者 内 訳	身体障害者	54人	64人	82人	95人	115人
	知的障害者	450人	494人	548人	617人	664人
	精神障害者	226人	288人	346人	416人	505人
	その他	1人	1人	1人	1人	1人
登録廃止		9人	5人	5人	13人	19人
新規登録		112人	121人	135人	165人	175人
実 習		27人	27人	40人	33人	53人
就労者数		41人	64人	61人	55人	82人
就労者 内 訳	身体障害者	2人	9人	5人	6人	4人
	知的障害者	23人	31人	30人	22人	24人
	精神障害者	16人	24人	26人	27人	54人

(注) 登録者のその他は、手帳のない発達障害者です。

(資料) よこすか就労援助センター

(3) 横須賀市役所における障害者の雇用状況

■ 横須賀市役所における障害者の雇用状況

各年度6月1日現在

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①	A 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	2,734人	2,760人	2,767人	2,790人	2,810人
	B 短時間勤務職員の数	33人	26人	30人	28人	24人
	C 計 [A+B×0.5]	2,750.5人	2,773人	2,782人	2,804人	2,822人
②	障害者数	43人	44人	46人	46人	70人
	(うち障害者集約の採用数)	(18人)	(21人)	(23人)	(23人)	(24人)
	D 重度障害者(常用)	21人	22人	22人	22人	23人
	E 重度障害者(常用)以外の 障害者	22人	22人	24人	24人	24人
	F 計 [D×2+E]	64人	66人	68人	*68.5人	70人
③	実雇用率 [F÷C×100]	2.33%	2.38%	2.44%	2.44%	2.48%

※表中D、Eには算定されない短時間勤務職員の障害者が1名いるため、障害者数の合計は+0.5となっている。

(注1) 職員数は、市長部局(消防局等を除く)、教育委員会、上下水道局の計です。

(注2) 障害種別は、すべて身体障害です。

(注3) 短時間勤務職員とは下記の①かつ②の要件に該当する職員のことです。

① 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であること。

② 1年を超えて引き続き雇用されることが見込まれること。

(資料) 総務部

(4) 障害者雇用奨励金の支給状況

本市では、知的障害者及び精神障害者を3か月以上継続して雇用しようとする事業主に
対して、障害者雇用奨励金を支給しています。

■ 障害者雇用奨励金の支給実績状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
知的障害者の雇用者数	2,086人	2,124人	2,166人	2,228人	2,287人
精神障害者の雇用者数	456人	458人	441人	480人	545人
計	2,542人	2,582人	2,607人	2,708人	2,832人

(注1) 表の雇用者数は、1年間の延べ人数。例えば、1人の方が1年間に12か月勤務した場合は、「12人」となる。

(注2) 表中の人数は、雇用奨励金の支給者数のみを示しており、実際に雇用されている障害者であっても雇用奨励金が支給
されていない方の人数は含まれていません。

(資料) 福祉部

第3章 数值目標

用語の説明

施設入所者の地域生活への移行	
入所施設	障害や家庭の事情など様々な理由により自宅で生活できない方に、生活の場及び日中活動の場を提供するとともに、介護、食事、入浴、その他必要な支援を提供する施設
地域生活への移行	障害者支援施設等の施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者が、グループホーム、一般住宅などを利用して、暮らしたいと望む地域で、自らの意思で選択・決定し、地域社会の一員として自分らしい暮らしをすること

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
地域包括ケアシステム	障害者や高齢者、子どもを含む、地域のすべての住民の関りによる、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと

地域生活支援拠点等の整備	
地域生活支援拠点等	入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制を整備して行われる「相談」「一人暮らしやグループホーム等の体験の機会・場」「ショートステイによる緊急時受け入れ体制」などの地域生活支援の機能をさらに強化するため、一定の地域内に、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点のこと。あるいは、前述の機能を地域における複数の機関が分担して担う体制のこと

福祉施設から一般就労への移行	
福祉施設	ここで言う福祉施設とは、主に日中活動を行う施設（生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）など）のこと
一般就労	一般の事業所（いわゆる企業や官公庁など）や特例子会社、重度障害者多数雇用事業所などで働くこと

障害児支援の提供体制の整備等	
保育所等訪問支援	障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、当該施設を訪問し、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うサービス
重症心身障害	児童福祉法に規定されている重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している状態のこと
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適應訓練などを提供するサービス（主に、知的障害児が対象）
放課後等デイサービス	就学している障害児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービス

第3章 数値目標

平成32年度の数値目標

1 施設入所者の地域生活への移行

本市の平成29年4月の入所施設利用者数は332人です。

平成30年度から32年度までの数値目標については、平成29年4月の入所施設利用者数332人から12人が地域生活への移行することを目標とします。

また、入所施設利用者の減少見込みは、多くの入所待機者がおり、施設入所者の人数を減らすことは困難であることから、平成32年度末時点で、平成28年度末の入所施設利用者数を上回らないことを目標とします。

■ 施設入所者の地域生活への移行

平成28年4月時点の入所施設利用者数(①)	332人
平成32年度末時点の入所施設利用者数(②)	332人
【目標】入所施設利用者の減少見込数(①-②)	±0人(0%)
【目標】地域生活移行者数	12人(3.6%)

(注) 入所施設利用者の減少見込数は、地域生活移行者数に新規入所や地域生活移行以外の退所などの増減を加味した数値です。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することを目標とします。

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標】平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

3 地域生活支援拠点等の整備

障害者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、自立等に関する相談や、1人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。

こうした体制を実現するため、平成32年度末までに、地域生活支援拠点（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む）について関係施設と調整のうえ、整備を行うことを目標とします。

■ 地域生活支援拠点等の整備

【目標】平成32年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を1つ整備

4 福祉施設から一般就労への移行等

本市の福祉施設利用者の中で、平成28年度に一般就労に移行した方は44人です。平成32年度（年間）に福祉施設から一般就労へ移行する方についての数値目標は、平成28年度に施設から一般就労した人数の1.75倍（77人）とします。

また、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末の利用者数100人から120人に増やすことを目指します。

加えて、就労移行支援事業所について、平成32年度末における、就労移行率が3割を超える事業所の割合が、全事業所の50%以上となることを目指します。

更に、各年度における新たに創設された就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目標とします。

■ 福祉施設から一般就労への移行

【目標】平成32年度における年間一般就労移行者数	77人
【目標】就労移行支援事業の利用者数	120人
【目標】就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合	50%以上
【目標】各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	80%以上

（注）ここで言う「福祉施設」とは、障害福祉サービス（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を提供する施設が、対象となります。

5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児については教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。そのための方策として、地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備、障害児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

そこで、障害児支援の提供体制の整備等について、以下の目標を定めました。

■ 障害児支援の提供体制の整備等

【目標】平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを 1 か所設置

【目標】平成 30 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

【目標】平成 32 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

【目標】平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 か所以上確保

第4章 障害福祉サービス等の見込量

用語の説明

1 障害福祉サービスについて

訪問系サービス 〔主として自宅において提供される支援サービス〕	
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護など、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護が必要な方に、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援など総合的な支援を行うサービス
行動援護	知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある方に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供するサービス
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者の方の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを提供するサービス

日中活動系サービス 〔施設などを利用し、主として昼間に提供される支援サービス〕	
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・食事の介護などを行うサービス
自立訓練 (機能訓練)	身体障害の方に、一定期間、身体機能の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練 (生活訓練)	知的障害・精神障害の方に、一定期間、日常生活能力の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
就労移行支援	就労希望の方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練などを提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (A型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (B型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、病院などで、機能訓練、療養上の管理、その他必要な支援を提供するサービス
短期入所 (ショートステイ)	一時的な諸事情により自宅での生活が困難な方に、短期間、夜間も含め施設などで、生活の場やその他必要な介護などを提供するサービス

居住系サービス 〔施設などにおいて、主として夜間や休日に提供される支援サービス〕	
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障害者で一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービス
施設入所支援	施設に入所している方に、入浴・排せつ・食事の介護など、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス

計画相談支援等 〔障害福祉サービスの利用計画の作成、地域生活への移行や定着を支援するサービス〕	
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービスの利用計画を作成するサービス
地域移行支援	障害者支援施設等の施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援を提供するサービス
地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の支援を提供するサービス

障害児通所支援系サービス 〔障害児を対象に、施設などを利用し昼間に提供される支援サービス〕	
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供するサービス（主に、知的障害児が対象）
医療型 児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行うサービス
放課後等 デイサービス	就学している障害児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービス
保育所等訪問支援	障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該施設を訪問し、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うサービス
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス
福祉型 障害児入所支援	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行うサービス
医療型 障害児入所支援	医療的なケアを必要とする児童に対する障害児入所支援及び治療を行うサービス
障害児相談支援	障害児通所支援等の利用を希望する方に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービス

2 地域生活支援事業等について

地域生活支援事業 〔地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業〕	
相談支援事業	地域の障害のある方などの総合的な相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護に必要な支援、関係機関との連絡調整などを行い、相談支援体制やネットワークの構築を行う事業
基幹相談支援センター	身体障害者、知的障害者、精神障害者の総合的な相談や、地域の相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携の支援を行う、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業
理解促進・研修啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業
成年後見制度利用支援事業	身寄りがないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない障害者について、市長が代わりに申立てを行ったり、成年後見制度を利用したりするための費用負担が困難な障害者に対して、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行う事業
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能などの障害のため、意思の疎通を図ることが困難な方に、手話通訳や要約筆記者の派遣、手話通訳の設置などを行う事業
日常生活用具給付事業	在宅の障害のある方に、その方に適した自立生活支援用具など日常生活用具を給付又は貸与する事業
移動支援事業	単独での外出が困難な方が円滑に外出できるよう移動を支援する事業
地域活動支援センター	日中活動の場の提供や社会との交流などを行う施設
地域作業所	一般の事業所では働くことが困難な在宅の障害のある方に、働く場や活動の場を提供し、作業指導、生活訓練などを行う施設
障害児等療育支援事業	在宅の障害がある方に対し、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図る事業

第4章 障害福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービスの見込量

訪問系サービスに分類される「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「同行援護」の見込量については、次の通り、平成30年度から32年度までのサービス量を見込んでいます。

■ 訪問系サービスの見込量

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	見込量（時間）	14,150	14,261	14,372
	見込利用者数（人）	683	688	693

（内 訳）

居宅介護	見込量（時間）	11,637	11,544	11,451
	見込利用者数（人）	599	597	595
重度訪問介護	見込量（時間）	1,496	1,634	1,772
	見込利用者数（人）	11	12	13
行動援護	見込量（時間）	7	7	7
	見込利用者数（人）	1	1	1
重度障害者等包括支援	見込量（時間）	0	0	0
	見込利用者数（人）	0	0	0
同行援護	見込量（時間）	1,010	1,076	1,142
	見込利用者数（人）	72	78	84

（注）数値は1か月あたり。

(2) 日中活動系サービスの見込量

日中活動系サービスに分類される「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「療養介護」及び「短期入所」の見込量については、次のとおり、平成30年度から32年度までのサービス量を見込んでいます。

■ 日中活動系サービスの見込量

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	見込量（人日）	20,328	21,216	22,104
	見込利用者数（人）	1,090	1,129	1,168
自立訓練（機能訓練）	見込量（人日）	226	244	262
	見込利用者数（人）	23	24	25
自立訓練（生活訓練）	見込量（人日）	274	276	278
	見込利用者数（人）	14	14	14
就労移行支援	見込量（人日）	2,177	2,437	2,697
	見込利用者数（人）	136	154	172
就労継続支援（A型）	見込量（人日）	1,000	1,101	1,202
	見込利用者数（人）	49	54	59
就労継続支援（B型）	見込量（人日）	8,234	8,808	9,382
	見込利用者数（人）	460	491	522
就労定着支援	見込利用者数（人）	8	13	16
療養介護	見込利用者数（人）	68	74	80
短期入所（福祉型）	見込量（人日）	1,915	2,201	2,487
	見込利用者数（人）	403	470	537
短期入所（医療型）	見込量（人日）	48	56	64
	見込利用者数（人）	36	47	58

（注1）数値は1か月あたり。

(3) 居住系サービスの見込量

居住系サービスについては、次のとおり、平成 30 年度から 32 年度までのサービス量を見込んでいます。

■ 居住系サービスの見込量

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	見込利用者数（人）	1	1	1
施設入所支援	見込量（人分）	332	332	332
共同生活援助	見込量（人分）	308	328	348

（注）数値は1か月あたり。

(4) 計画相談支援等の見込量

計画相談支援等については、次のとおり、平成 30 年度から 32 年度までのサービス量を見込んでいます。

■ 計画相談支援等の見込量

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	見込量（人分）	289	331	373
地域移行支援	見込量（人分）	1	1	1
地域定着支援	見込量（人分）	1	1	1

（注）数値は1か月あたり。

(5) 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等の見込量

障害児通所支援・入所支援・相談支援等については、次のとおり、平成30年度から32年度までのサービス量を見込んでいます。これらは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとは異なり、児童福祉法に基づくサービスとなります。

福祉型障害児入所施設については、1施設確保することとします。

■ 障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援等の見込量

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	見込量（人日）	1,249	1,313	1,377
	見込利用者数（人）	240	259	278
医療型児童発達支援	見込量（人日）	158	158	158
	見込利用者数（人）	17	17	17
放課後等デイサービス	見込量（人日）	8,713	9,857	11,001
	見込利用者数（人）	877	989	1,101
保育所等訪問支援	見込量（人日）	0	34	34
	見込利用者数（人）	0	17	17
居宅訪問型 児童発達支援	見込量（人日）	0	16	16
	見込利用者数（人）	0	4	4
福祉型障害児入所支援	見込量（人日）	682	682	682
	見込利用者数（人）	22	22	22
医療型障害児入所支援	見込量（人日）	321	321	321
	見込利用者数（人）	11	11	11
障害児相談支援	見込利用者数（人）	178	226	274
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	見込配置数（人）	0	0	1

（注1）数値は1か月あたり。

2 地域生活支援事業の見込み

(1) 相談支援事業等の見込み

相談支援事業等については、次のとおり、平成30年度から32年度までのサービス量を見込んでいます。

■ 相談支援事業等の見込み

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進・研修啓発事業	見込	実施		
自発的活動支援事業	見込	実施		
障害者相談支援事業	見込量（か所）	4	平成 30 年度に関係機関等と協議して決めていきます。	
基幹相談支援センター等の設置	見込	—		
基幹相談支援センター等機能強化事業	見込	—		
住宅入居等支援事業	見込	—	—	—
成年後見制度利用支援事業	見込量（人）	5	5	5
成年後見制度法人後見支援制度事業	見込	実施		

（注）数値は1年あたり。

(2) 意思疎通支援事業の見込み

意思疎通支援事業については、次のとおり、平成30年度から32年度までのサービス量を見込んでいます。

■ 意思疎通支援事業の見込み

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者派遣事業	見込量 (件)	1,043	1,043	1,043
要約筆記者派遣事業	見込量 (件)	273	273	273
手話通訳者設置事業	設置見込者数 (人)	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	修了見込者数 (人)	—	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	修了見込者数 (人)	46	46	46
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	見込量 (件)	0	0	0
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了見込者数 (人)	9	9	9

(注) 数値は1年あたり。

(3) 日常生活用具給付事業の見込み

日常生活用具給付事業については、次のとおり、平成30年度から32年度までのサービス量を見込んでいます。

■ 日常生活用具給付事業の見込み

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	見込量(件)	27	27	27
自立生活支援用具	見込量(件)	56	56	56
在宅療養等支援用具	見込量(件)	66	66	66
情報・意思疎通支援用具	見込量(件)	57	57	57
排せつ管理支援用具	見込量(件)	5,129	5,194	5,259
居宅生活動作補助用具	見込量(件)	15	15	15
合計	見込量(件)	5,350	5,415	5,480

(注) 数値は1年あたり。

(4) 移動支援事業の見込み

移動支援事業については、次のとおり、平成30年度から32年度までのサービス量を見込んでいます。

■ 移動支援事業の見込み

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業 (障害児)	見込利用者(人)	408	410	412
	見込時間数(時間)	6,639	6,671	6,704
移動支援事業 (障害者)	見込利用者(人)	691	695	699
	見込時間数(時間)	12,106	12,541	12,976
移動支援事業 (合計)	見込利用者(人)	1,099	1,105	1,111
	見込時間数(時間)	18,745	19,212	19,680

(注) 数値は1か月あたり。

(5) 地域活動支援センター（地域作業所を含む）の見込み

地域作業所を含む地域活動支援センターについては、平成28年度実績（27か所）をもとにした数値となっています。

■ 地域活動支援センター（地域作業所を含む）の見込み

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター （地域作業所を含む）	見込量（か所）	27	27	27
	見込利用者数（人）	340	340	340

（注）見込利用者数は1か月あたり。

(6) 障害児等療育支援事業の見込み

障害児等療育支援事業については、次のとおり、平成30年度から32年度までのサービス量を見込んでいます。

■ 障害児等療育支援事業の見込み

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児等療育支援事業	見込量（か所）	0	0	1

第5章 計画の推進体制等

第5章 計画の推進体制等

この計画を着実に推進するためには、本市のみならず関係機関・団体との連携を図りながら、計画の進捗状況の定期的な評価を実施し、必要に応じて計画の見直し等を行うなど、PDCAサイクルの考えを取り入れながら積極的に取り組んでいく必要があります。

本章では、この計画を実行するにあたっての推進体制等を明らかにします。

(1) 実施体制

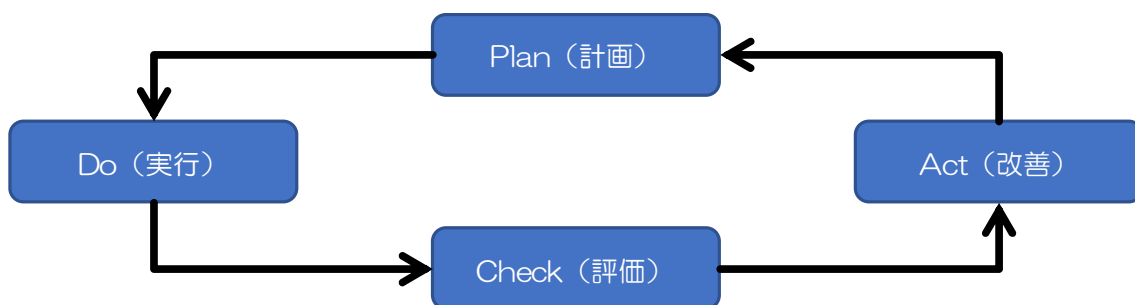
この計画は、障害者基本法に基づく「横須賀障害者福祉計画」と併せて、本市の障害福祉施策の基本計画であり、両計画に含まれる分野は、地域生活支援、保健・医療、相談支援・情報提供、療育教育、働く場・活動の場、バリアフリーの推進、権利擁護システムなどの様々な分野にわたっています。

このため、福祉部が中心となり、関係部局、関係機関・団体、障害当事者などと連携をとりながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

(2) 進行管理体制・評価方法

横須賀市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において、両計画の推進に関する必要な事項の検討や着実な進行管理・評価を行います。なお、進行管理・評価結果については、市政情報コーナーにて公表し、透明性を高めます。

■ PDCA サイクル



■ 計画の推進体制等

